

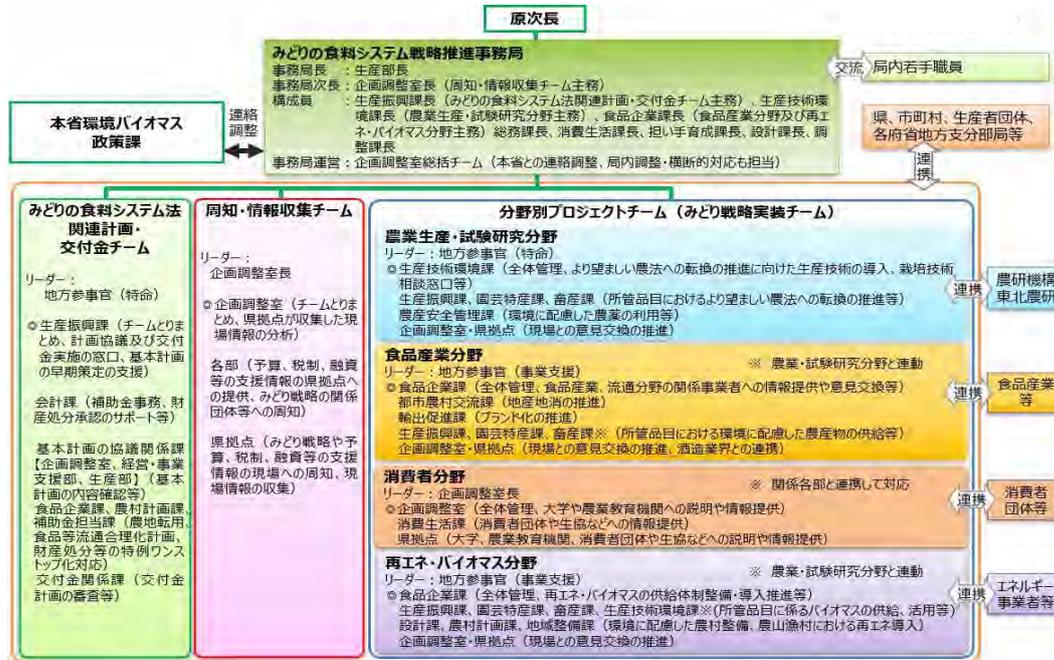
4 環境負荷低減に資する「みどりの食料システム戦略」の推進

(1) みどりの食料システム戦略の推進

現状

- 東北農政局では、管内6県の現場における意見交換等の現場主義を徹底し、本戦略の実現に向けた取組を進めるため、東北農政局みどりの食料システム戦略推進事務局及び各種チーム（以下「推進事務局等」という。）を設置しました。

図表 2-38 東北農政局における「みどりの食料システム戦略」推進体制



取組事例

- 「みどりの食料システム戦略」の実現には、調達に始まり、生産、加工・流通、消費に至る食料システムを構成する関係者による正確な現状把握と課題解決に向けた行動変容が必要不可欠です。
- このため、分野別プロジェクトチーム（みどり戦略実装チーム）を中心に各段階の関係者に向けた情報提供や取組推進の働きかけを実施しました。

〈消費者へのアプローチ〉

管内6県の消費者団体との意見交換会を2回に分けて実施し、参加者からは「有機農業の拡大に向けた道筋を明確にすべき」、「農村に農家に戻るような取組が必要」等、生産者の視点に立ったご意見を多くいただきました。

また、(公社)宮城県栄養士会が主催する専門研修会において、消費者と接する機会の多い栄養士に向けて、エシカル消費や食品ロス削減を中心にみどりの食料システム戦略の概要説明を行いました。

各県拠点においては、地域のイベント（オーガニックフェスタ in いわて 2022、須賀川市みらいの農業フェア等）に参加し、パネルディスカッションなどを通じた意見交換や情報提供を行いました。



フェスタの様子



パネルディスカッションの様子

さらに、今後の消費活動の中心となり、時代を担う若者の関心を高めるため、出張講義や講演、就農に向けたアンケートの実施、学生と連携した有機農産物への理解を深めるためのコンテンツづくり等、大学や農業教育機関への働きかけも進めています。



山形大学農学部



米沢栄養大学



青森県営農大学校

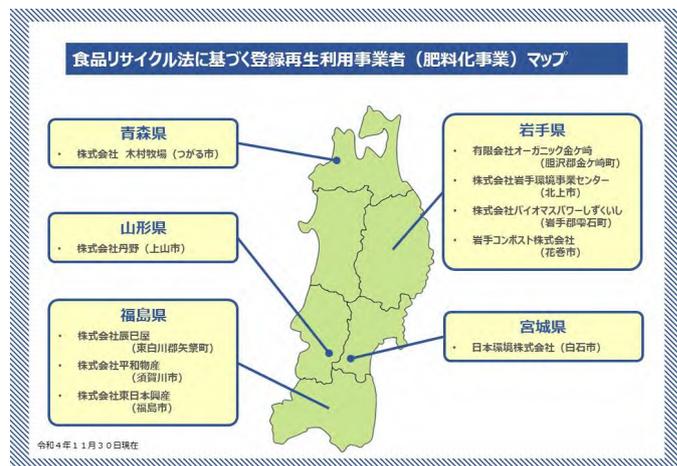
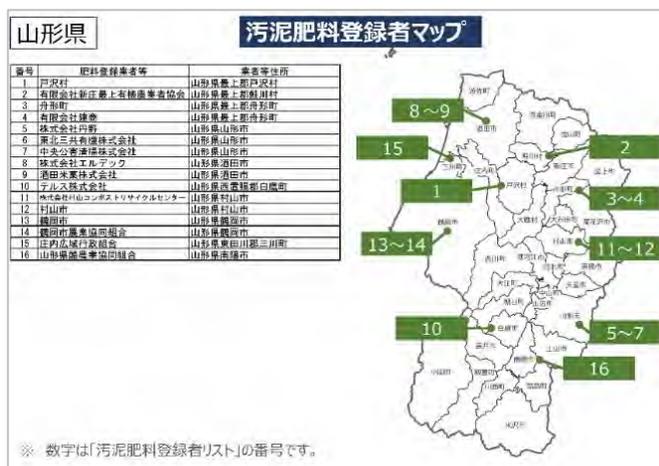


弘前大学

〈調達・生産に向けたアプローチ〉

東北における肥料資源の利用拡大を図る取組として、「汚泥肥料登録者」、「家畜ふん尿堆肥供給者」及び「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者（肥料化事業）」に関する情報を地図にプロットし東北農政局 HP に掲載しました。

県拠点を通じた現場への周知活動や各種会議等様々な機会を捉えて情報を発信することで利用者とのマッチングにつなげています。



〈加工・流通事業者に向けたアプローチ〉

東北農政局主催による「みどりの食料システム戦略における食品産業・流通・エネルギー分科会セミナー」を開催し、同戦略を説明するとともに、東北における有機農産物の生産・流通の取組、特別栽培の農産物を使用した食品製造、地域で循環するエネルギー供給の取組事例を紹介しました。

「ビジネスマッチ東北 2022 秋(来場者 4,352 人)」へ東北農政局としてブース出展するとともに、出展者へみどり戦略等のパンフを個別に配付しPRを行いました。

また、東北経済連合会との意見交換会を開催し、みどり投資促進税制・基盤確立事業、J-クレジット制度等、事業者向けの制度について情報提供し、参加者からは「金融・税制の支援は幅広く活用できる」、「J-クレジットは農業分野との親和性が高い」等のご意見をいただきました。

進捗状況

令和4年度末時点で、東北6県において、県と市町村の共同により、みどりの食料システム法に基づく基本計画が策定されました。

今後は、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する、環境負荷低減事業活動実施計画の受付を行い、各県知事が認定します。

(2) 環境に配慮した農業の推進

ア 有機農業等の取組

現状と課題

- 東北における令和3(2021)年4月の有機JAS認定ほ場の面積は1,758haで全国14,136haの約12%を占めています。

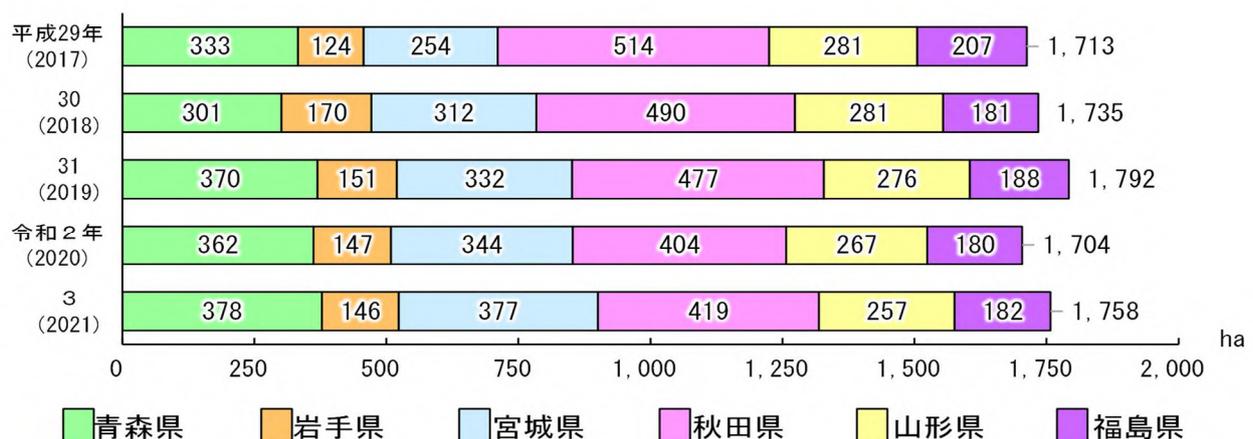
施策

環境に配慮した農業を推進するため、環境保全に効果の高い取組や有機農業の産地づくりに関する取組等を支援しているほか、令和3(2021)年5月にみどりの食料システム戦略が策定されたことに伴い、有機農業の面積拡大に向けた取組を推進しています。

有機JAS認定ほ場の面積の推移

東北の有機JAS認定ほ場の面積は、令和3(2021)年4月1日現在で1,758haとなり、前年に比べて3.2%増加しましたが、近年はおおむね横ばいで推移しています。県別の面積をみると、秋田県、青森県、宮城県の3県で東北の約70%を占めています(図表2-39)。

図表 2-39 有機JAS認定ほ場の面積の推移(東北)



資料：農林水産省調べ

注：各年4月1日現在の値。

取組事例 農事組合法人田尻アグリワーカーズ(宮城県大崎市)

農事組合法人田尻アグリワーカーズは、平成27(2015)年に設立し、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」及び「豊饒の大地『大崎耕土』世界農業遺産ブランド認証」を取得。化学農薬及び化学肥料の使用量を宮城県慣行栽培基準の半分以下に抑えた生産を実現しています。

また、ハウスの暖房とトラクターの燃料に地域資源である廃食油(トラクター燃料はBio Diesel Fuel)を活用する等、設立当初から地球温暖化に配慮し、エネルギーの地産地消に寄与しています。

令和4(2022)年度
未来につながる持続可能な農業推進コンクール
(有機農業・環境保全型農業部門)
東北農政局長賞受賞



ハウスの廃食油暖房機

イ 畜産業

現状と課題

- 日本の畜産業における温室効果ガス排出量は、日本全体の総排出量の約1%ですが、農林水産分野の占める排出量約4%のうち、その約3割を畜産業が占めています。その中でも排出量の多い酪農・肉用牛経営において、温室効果ガス削減に取り組むことが求められています。

施策

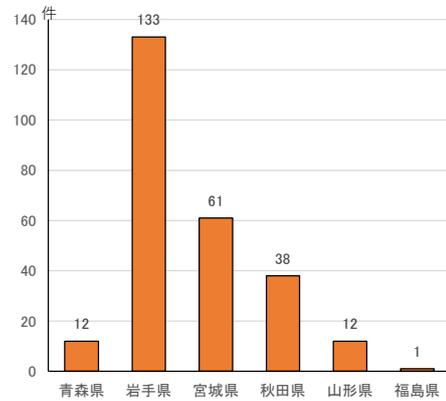
地球温暖化対策等による持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営において飼料生産基盤を確保しつつ、温室効果ガスの排出量削減のための取組を支援しています。

取組状況

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）は、飼料作付面積を確保しつつ、酪農経営者、肉用牛等経営者、酪農経営者組織又は肉用牛等経営者組織が行う放牧、不耕起栽培、消化液の利用、化学肥料の削減等の温室効果ガス排出削減の取組を支援する事業であり、東北においては、全県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で取り組まれています。

なお、令和4(2022)年度は257件で実施されています。

図表 2-40 東北のエコ畜事業交付実績 (令和4(2022)年度)



資料：東北農政局作成

取組事例「東北“耕畜連携”の輪」の情報提供

家畜排せつ物を適切に堆肥化し、農地に還元することは、堆肥処理工程における温室効果ガスの排出抑制や農地における化学肥料の使用量低減に資する等、持続的な農業生産を実現する上で大変重要です。

東北農政局では、令和4(2022)年に、地域で生産される堆肥の一層の利活用に向けた参考情報等、「持続可能な地域形成」に資する情報を集約したサイト「東北“耕畜連携”の輪」をホームページに立ち上げました。



各種取組事例や技術、制度等の様々な情報を掲載

東北農政局：「東北“耕畜連携”の輪」

<https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/tikusan/tohokukouchikurenkeinowa.html>

(3) 食品ロスの削減

現状

- みどりの食料システム戦略においては、令和 12(2030)年度までに、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量を平成 12(2000)年度比で半減の 273 万 t とすることを目標としています。
- 我が国の食品ロス発生量は、近年減少傾向にあり、令和 2(2020)年度は、対前年比 48 万 t 減の 522 万 t、うち事業系は 275 万 t と、いずれも食品ロス量の推計を開始した平成 24(2012)年度以降で最小値となっています。
- 農林水産省では、みどりの食料システム戦略の実現に向け、厳しい納品期限等の商慣習の見直しを食品業界に要請するなど抜本的な強化に取り組んでいます。

商慣習見直しによる事業系食品ロス削減の取組

農林水産省では、食品ロスの削減に向けて、令和 4(2022)年 10 月 30 日の「全国一斉商慣習見直しの日^{※1}」に、食品小売事業者が賞味期間の 3 分の 1 を経過した商品の納品を受け付けない「3 分の 1 ルール」の緩和や、食品製造事業者における賞味期限表示の大括り化（年月表示、日まとめ表示）の取組を呼びかけました。

東北において、同年 10 月時点で、加工食品の納品期限を緩和している又は実施予定の小売業者は 24（全国 240）社です。また、平成 24(2012)年以降、賞味期限を延長した又は延長予定のメーカー等は 5（全国 182）社、賞味期限表示の大括り化に取り組む又は取り組む予定のメーカー等は 8（全国 267）社となっています。

フードバンク団体の活動について

「フードバンク^{※2}」と呼ばれる団体の役割が大きくなっています。フードバンク活動は、未利用食品を必要とする者に届ける取組であり、食品ロスの削減に直結するほか、生活困窮者への支援等の観点からも意義があります。東北農政局が把握する東北の 20 のフードバンク団体における令和 4 年(2022)年度食品取扱量は、1,397t^{※3}となっています。

また、東北農政局では、更新により災害備蓄食品としての役割を終えた食品を、原則としてフードバンク団体に提供しています。

令和 4(2022)年度は、7 月及び令和 5(2023)年 3 月に、東北で活動する延べ 4 つのフードバンク団体に食品を提供しました。



東北農政局での備蓄食料提供

- ※1 「全国一斉商慣習見直しの日」は、令和元(2019)年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10 月が「食品ロス削減月間」、10 月 30 日が「食品ロス削減の日」と定められた。
- ※2 「フードバンク」とは、食品関連事業者等から未利用食品等の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。
- ※3 東北農政局調べ（各フードバンク団体への聞き取りによる食品取扱量）。